

第16回平川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年4月11日(火) 13時35分～15時13分

2. 開催場所 平川市役所尾上分庁舎 3階 委員会室

3. 出席農業委員 (17名)

1番委員	古川 榮	2番委員	角田 晃一	3番委員	三浦 良孝
4番委員	丹代 純嗣	5番委員	佐藤 徳樹	6番委員	小山内 知寛
7番委員	今井 文雄	8番委員	小田桐 志賀子	9番委員	今井 龍美
10番委員	福士 弘	11番委員	齋藤 美也子	12番委員	大川 哲彌
13番委員	山口 知治	14番委員	白戸 昭夫	15番委員	葛西 雅博
16番委員	柴田 博明	17番委員	欠	18番委員	欠番
19番委員	三浦 勝志				

4. 欠席農業委員 (1名)

17番委員	齋藤 久嗣				
-------	-------	--	--	--	--

5. 出席農地利用最適化推進委員【調査員】 (7名)

平賀-1	赤平 和総	平賀-2	欠	平賀-3	七戸 茂春
平賀-4	工藤 勉	平賀-5	谷川 信秀	尾上-1	小野 良
尾上-2	葛西 均	碓ヶ関	平山 純一		

6. 欠席農地利用最適化推進委員 (1名)

平賀-2	今井 三男				
------	-------	--	--	--	--

7. 出席事務局職員 (4名)

事務局長	佐藤 千代彦	事務局長補佐	小田桐 功幸	農地係長	中嶋 一朗
農地係主査	齋藤 拓生				

8. 議事日程等

- 第1 開 会
- 第2 会期の決定
- 第3 議事録署名者並びに説明者の指名
- 第4 書記の指名
- 第5 上程議案

- 議案第 56 号 平川農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第 57 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく許可について
- 議案第 58 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可について
- 議案第 59 号 農用地利用集積計画の決定について
- 報告第 37 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
- 報告第 38 号 使用貸借合意解約書の受理について
- 報告第 39 号 農地改良届出書（盛土等の届出書）の受理について

第 6 閉会

9. 会議の概要

- ・会長あいさつ (省 略)
 - ・農業委員会憲章
唱和 (委員全員) (省 略)
- [開会 13 時 35 分]
- 議長 (柴田博明) これより第 16 回総会を開会いたします。
只今の出席委員は、18 名中 17 名です。
定足数に達しておりますので会議は成立いたします。
会期についてお諮りいたします。
会期を本日 1 日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議ないものと認め、会期は本日 1 日間と決定いたします。
議事録署名者を決定したいと思います。議長より指名することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」の声あり)
- 議長 異議ないものと認め、議長より指名いたします。
8 番小田桐委員、11 番齋藤委員の両名にお願いいたします。
議案説明のため、農地利用最適化推進委員、佐藤事務局長、小田桐事務局長補佐、中嶋農地係長、齋藤主査の出席を求めました。
書記には、中嶋農地係長を採用いたします。

本日の議案は、お手元に配布してある議案第 56 号から議案第 59 号まで 4 件、ほかに報告が 3 件でございます。

それでは、議案第 56 号を議題とし、事務局より説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 56 号表題部読上げ後)

それでは、総会資料と別紙で配布しております、「農業振興地域整備計画の変更（農振除外）に係る農業委員会の意見基準書」と合わせてご覧ください。

2 ページをご覧ください。今回の農振除外申請は件数が 1 件、面積 588 平方メートル、筆数は 2 筆で、地目はいずれも畑です。

整理番号 1 番は、3 ページが位置図、4 ページが案内図、5 ページが土地利用計画図となります。

申請地は猿賀小学校及びはすねこども園の隣に位置する猿賀集落の外れの農地です。

今回の申請事由は、児童クラブ館（放課後児童クラブ）の新築です。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、現地調査のため暫時休憩いたします。

[休憩（現地調査） 13 時 39 分]

[再開 14 時 09 分]

議長

休憩を取消し、会議を再開いたします。

許可基準等について、事務局より説明を求めます。

齋藤主査

申請者は、前述のとおり、隣接地において認定こども園を運営しており、北側に隣接する農地を含める形で、児童クラブ館の建物や屋外で運動するためのスペースを設置するというものです。

農振除外後の農地区分については、申請地を含めて集团的に存在する農地を分断する要因が見あたらず、一団の農地の規模が 10 ヘクタール以上であることから、第一種農地に該当すると思われます。

第一種農地における農地転用は原則不許可ですが、「既存施設の敷地面積の 2 分の 1 以内の拡張」については例外的に許可できることとなっており、今回の申請はこれに該当するものと思われます。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、事前に現場を調査し、提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の農振除外申請は許可要件を満たしていると考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。
それでは、議案第 56 号について質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

議案第 56 号について、事務局説明のとおり「許可相当」と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

議案第 56 号について、「許可相当」ということに決定いたします。
次に、議案第 57 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 57 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地法第 3 条調査書」と合わせてご覧ください。

9 ページをご覧ください。

今回は所有権移転が 9 件、面積 38,484 平方メートル、田 11 筆 7,376 平方メートル、畑 17 筆 31,108 平方メートルとなっています。

15 ページをご覧ください。

今回は賃貸借権設定が 24 件、面積 111,452 平方メートル、田 59 筆 99,321 平方メートル、畑 11 筆 12,131 平方メートルとなっています。

17 ページをご覧ください。

今回は使用貸借権設定が 7 件、面積 36,201 平方メートル、田 4 筆 9,509 平方メートル、畑 16 筆 26,692 平方メートルとなっています。

それでは、7 ページをご覧ください。

今回の 3 条所有権移転の申請事由は、整理番号 68 番、69 番は、譲渡人の子への贈与です。

整理番号 70 番、71 番は、譲渡人の親戚への贈与です。

整理番号 72 番、73 番は、譲渡人の第三者への贈与です。

整理番号 74 番から 76 番は、譲受人の経営拡大による売買です。

なお、整理番号 74 番は 38 ページ整理番号 28 番と関連する案件です。

売買価格は、

整理番号 74 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	128,535 円
-----------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 75 番	総額	728,190 円	10 アール当たり	290,000 円
-----------	----	-----------	-----------	-----------

整理番号 76 番	総額	800,000 円	10 アール当たり	140,945 円
-----------	----	-----------	-----------	-----------

となっています。

次に、10ページの賃貸借権設定です。

今回の3条賃貸借権設定の申請事由は、整理番号127番は、貸付人の耕作不便による賃貸借権設定です。

整理番号128番から144番は、借受人の経営拡大による賃貸借権設定です。

なお、整理番号128番は、38ページ整理番号29番と、整理番号140番は、36ページ整理番号44番と、整理番号141番は、38ページ整理番号30番と、整理番号142番は、35ページ整理番号42番と、整理番号143番は、35ページ整理番号43番と、整理番号144番は、38ページ整理番号31番と関連する案件です。

整理番号145番から150番は、基盤法から3条への再設定で、基盤法による利用権設定の更新手続きの際に、契約が自動更新となる農地法第3条による賃貸借権設定にしたいとの要望を受け、申請となったものです。

次に16ページの使用貸借権設定です。

今回の3条使用貸借権設定の申請事由は、整理番号32番は、経営移譲年金受給に係る再設定です。

整理番号33番は、子へ経営移譲のための使用貸借権設定です。

整理番号34番は、経営移譲年金受給に係る孫へ経営移譲のための使用貸借権設定です。

整理番号35番、36番、38番は、借受人の経営拡大による第三者間の使用貸借権設定です。

整理番号37番は、借受人の経営拡大による親子間の使用貸借権設定です。

今回、申請のあった案件については「農地法第3条第2項各号」には該当しないため許可要件のすべてを満たしております。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、担当地区の委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

所有権移転の整理番号68番、69番と使用貸借権設定の整理番号32番、33番については、全て親族間の移動のため、現地調査を省略いたしました。

それでは、1番、古川委員から、所有権移転の整理番号70番の報告をお願いします。

1番古川委員

所有権移転の整理番号70番について、現地を確認してきました。譲渡人の親戚への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、3番、三浦委員から、所有権移転の整理番号71番、72番の報告をお願いします。

3番三浦委員

所有権移転の整理番号71番について、現地を確認してきました。

譲渡人の親戚への贈与との事です。

譲受人は市内在住の認定農業者で、既に就農している後継者もあり、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続いて、所有権移転の整理番号72番について、現地を確認してきました。

譲渡人の第三者への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-4番、工藤推進委員から、所有権移転の整理番号73番の報告をお願いします。

平-4 工藤推進委員

所有権移転の整理番号73番について、現地を確認してきました。

譲渡人の第三者への贈与との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-2番、葛西推進委員から、所有権移転の整理番号74番の報告をお願いします。

尾-2 葛西推進委員

所有権移転の整理番号74番について、現地を確認してきました。

譲受人の経営拡大による売買との事です。

譲受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-3番、七戸推進委員から、所有権移転の整理番号75番の報告をお願いします。

平-3 七戸推進委員

所有権移転の整理番号75番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長

次に、15番、葛西委員から、所有権移転の整理番号76番の報告をお願いします。

15番葛西委員

所有権移転の整理番号76番について、現地を確認してきました。
譲受人の経営拡大による売買との事です。
譲受人は市内在住の方で、当該農地を借りて耕作中です。
意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長

次に、1番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号127番から129番の報告をお願いします。

1番古川委員

賃貸借権設定の整理番号127番から129番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。
借受人は、整理番号127番と129番は市内在住の認定農業者で、整理番号128番は市内在住の方であります。
いずれも近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。
以上です。

議長

次に、9番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号130番の報告をお願いします。

9番今井委員

賃貸借権設定の整理番号130番について、現地を確認してきました。
借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、平賀-1 番、赤平推進委員から、賃貸借権設定の整理番号 131 番、132 番の報告をお願いします。

平-1 赤平推進委員

賃貸借権設定の整理番号 131 番、132 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者および市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7 番、今井委員から、賃貸借権設定の整理番号 133 番の報告をお願いします。

7 番今井委員

賃貸借権設定の整理番号 133 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 134 番、135 番は、17 番齋藤委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

齋藤主査

17 番齋藤委員より現地調査の結果報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 134 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思われるとの事でした。

にんにくを作付するとの事です。

続きまして、賃貸借権設定の整理番号 135 番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

借りる部分はハウスの部分のみで、ミニトマトを作付するとの事でした。

以上です。

議長

次に、4番、丹代委員から、賃貸借権設定の整理番号136番の報告をお願いします。

4番丹代委員

賃貸借権設定の整理番号136番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1番、小野推進委員から、賃貸借権設定の整理番号137番の報告をお願いします。

尾上-1小野推進委員

賃貸借権設定の整理番号137番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

場所は借受人の宅地の裏側になっております。

以上です。

議長

次に、15番、葛西委員から、賃貸借権設定の整理番号138番の報告をお願いします。

15番葛西委員

賃貸借権設定の整理番号138番について、現地を確認してきました。借受人と話をしたところ、ねぎを作付するとの事でした。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、13番、山口委員から、賃貸借権設定の整理番号139番の報告をお願いします。

13番山口委員 賃貸借権設定の整理番号139番について、現地を確認してきました。借受人より昨年から相談を受けていた案件で、借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、2番、角田委員から、賃貸借権設定の整理番号140番の報告をお願いします。

2番角田委員 賃貸借権設定の整理番号140番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、14番白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号141番から143番の報告をお願いします。

14番白戸委員 賃貸借権設定の整理番号141番から143番について、現地を確認してきました。

借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長 次に、尾上-2番、葛西推進委員から、賃貸借権設定の整理番号144番の報告をお願いします。

尾上-2葛西推進委員 賃貸借権設定の整理番号144番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に

営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、賃貸借権設定の整理番号 145 番は 17 番齋藤委員が担当しましたが、本日欠席のため、事務局から報告をお願いします。

齋藤主査

17 番齋藤委員より現地調査の結果報告を受けておりますので、事務局より報告いたします。

賃貸借権設定の整理番号 145 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思われるとの事でした。

以上です。

議長

次に、1 番、古川委員から、賃貸借権設定の整理番号 146 番の報告をお願いします。

1 番古川委員

賃貸借権設定の整理番号 146 番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、隣接地の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、8 番、小田桐委員から、賃貸借権設定の整理番号 147 番から 149 番の報告をお願いします。

8 番小田桐委員

賃貸借権設定の整理番号 147 番、148 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

続いて、賃貸借権設定の整理番号 149 番について、現地を確認してきました。

借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、ハウスで

のミニトマト栽培等意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、14番白戸委員から、賃貸借権設定の整理番号150番の報告をお願いします。

14番白戸委員

賃貸借権設定の整理番号150番について、現地を確認してきました。借受人の再設定による賃貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に離農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、5番、佐藤委員から、使用貸借権設定の整理番号34番の報告をお願いします。

5番佐藤委員

使用貸借権設定の整理番号34番について、現地を確認してきました。貸付人の子の死亡による孫への使用貸借との事です。

譲受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、4番、丹代委員から、使用貸借権設定の整理番号35番の報告をお願いします。

4番丹代委員

使用貸借権設定の整理番号35番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、隣接地に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、7番、今井委員から、使用貸借権設定の整理番号36番の報告をお願いします。

7番今井委員

使用貸借権設定の整理番号36番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の認定農業者で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

次に、尾上-1 番、小野推進委員から、使用貸借権設定の整理番号 37 番の報告をお願いします。

尾-1 小野推進委員

使用貸借権設定の整理番号 37 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣の農地を耕作し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

ちなみに、住所は違いますが、親子間の使用貸借なので問題ないと思われます。

以上です。

議長

次に、15 番、葛西委員から、使用貸借権設定の整理番号 38 番の報告をお願いします。

15 番葛西委員

使用貸借権設定の整理番号 38 番について、現地を確認してきました。借受人の経営拡大による使用貸借との事です。

借受人は市内在住の方で、近隣に農地を所有し、意欲的に営農に取り組んでおり、地域との調和要件や周辺への支障もなく、問題がないと思います。

以上です。

議長

現地調査の結果報告と補足説明が終わりました。

それでは、貸借権設定の整理番号 140 番を除き、議案第 57 号について、質疑、ご意見を求めます。

3 番三浦委員

貸借権設定の整理番号 128 番について、面積に対して賃借料が安価だと思うのですが、耕作が不便等の理由があるのでしょうか。

齋藤主査

その点に関しては未確認でしたので、確認してからお伝えします。

3 番三浦委員

わかりました。

議長

ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 貸貸借権設定の整理番号 140 番を除き、議案第 57 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、貸貸借権設定の整理番号 140 番を除き、議案第 57 号について、原案のとおり決定いたします。

次に、貸貸借権設定の整理番号 140 番については、14 番白戸委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(14 番白戸委員 退席)

議長 貸貸借権設定の整理番号 140 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長 貸貸借権設定の整理番号 140 番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、貸貸借権設定の整理番号 140 番を原案のとおり決定いたします。

14 番白戸委員の入室を許可します。

(14 番白戸委員 入室、着席)

議長 次に、議案第 58 号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査

(議案第 58 号表題部読上げ後)

総会資料と別紙で配布しております「農地転用許可基準説明書」と合わせてご覧ください。

19 ページ及び 23 ページをご覧ください。

今回の 5 条転用許可申請は、貸貸借権を設定するものが 1 件、面積 512 平方メートル、田 1 筆で、使用貸借権を設定するものが 1 件、面積

209 平方メートル、畑 1 筆です。

はじめに、賃貸借権設定の案件から説明いたします。

整理番号 1 番は 20 ページが位置図、21 ページが案内図、22 ページが土地利用計画図です。

申請地は、平川診療所及び市役所本庁舎から南西へそれぞれ約 470 メートル、約 540 メートルに位置する柏木町集落内の農地です。

申請者は、近隣の集落において左官工事業を経営している方で、転用の目的は資材置場兼車両置場です。

農地区分については、申請地北側の市道に上水道管と下水道管が埋設されていること、また周辺おおよそ 500 メートル以内に医療施設と公共施設が存在することから、第三種農地に該当するものと思われま

す。
第三種農地の場合、転用計画の確実性など、一般の基準に問題がなければ許可することができ、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

続いて、使用貸借権設定の案件を説明いたします。

整理番号 2 番は 24 ページが位置図、25 ページが案内図、26 ページが土地利用計画図です。

申請地は、市役所尾上支所から南西へ約 530 メートルに位置する中佐渡集落内の農地です。

申請者は同じ中佐渡集落の方で、申請地より水路を挟んで北隣に自宅があり、転用の目的は駐車場です。

この案件については、申請者から相談があり、現地確認などを行ったところ、申請地の一部においてすでに砂利を敷いていることが判明したため、許可申請をするように指導したもので、始末書も提出されています。

農地区分については、前述のとおり、申請地の周辺おおよそ 500 メートル以内に公共施設が存在することから、第二種農地に該当するものと思われま

す。
第二種農地においては、申請地以外に代わりとなりうる土地が存在すると原則不許可となりますが、集落に居住する者の日常生活上必要な施設を集落に隣接して設置する場合には、代わりとなりうる土地が存在しても、例外的に許可できることとなっています。

また、転用計画の確実性など一般の基準に関しても、現地及び提出書類を確認したところ、特に問題はありませんでした。

よって、今回の申請は許可基準を全て満たしているものと判断し、許可相当と考えられます。

以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

現地調査に立ち会いました 14 番白戸委員、15 番葛西委員、補足説明がありましたらお願いします。

14 番白戸委員

賃貸借権設定の整理番号 1 番について、3 月 31 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、市役所本庁舎から南西へ約 540 メートルに位置する、柏木町集落内の農地です。

転用目的は資材置場とのことで、現地では申請者の代理人の方に立ち会っていただくことができました。

本件は、第三者間の賃貸借権設定で、土地改良区の同意書が提出されております。

他法令の許可は特に求められておりません。

先ほどの事務局の説明により、本件の農地区分は第三種農地に該当し、一般基準も満たしております。

よって、今回の申請は問題がないものと思われます。

続いて、使用貸借権設定の整理番号 2 番について、3 月 31 日に現地を確認してきました。

今回の申請地は、市役所尾上支所から南西へ約 530 メートルに位置する、中佐渡集落内の農地です。

転用目的は駐車場とのことで、現地では申請者本人に立ち会っていただくことができました。

本件は、第三者間の使用貸借権設定で、他法令の許可は特に求められておりません。

先ほど事務局の説明にありましたが、本件は借受人から相談を受けた際に無断転用が判明し、指導を行った案件です。

本件の農地区分は第二種農地に該当し、一般基準も満たしております。

また、始末書が提出されていることなども考えると、追認許可もやむを得ないものと思われます。

以上です。

議長

それでは、議案第 58 号について、質疑、ご意見を求めます。

尾-1 小野推進委員

参考までに聞きたいのですが、使用貸借権設定の整理番号 2 番の申請地右上の水路は、現在も使用可能なのでしょうか。

齋藤主査 3月31日に14番白戸委員、15番葛西委員と現地確認したところ、この水路は現在も使用可能でした。

尾-1 小野推進委員 わかりました。

議長 ほかに質疑、ご意見等ありませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 ないようですので、議案第58号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議ないものと認め、議案第58号を、原案のとおり「許可すべきもの」と決定いたします。

次に、議案第59号を議題とし、事務局に説明を求めます。

齋藤主査 (議案第59号表題部読上げ後)
29ページをご覧ください。
今回の所有権移転は件数が8件、面積25,299平方メートルで、田8筆13,626平方メートル、畑7筆11,673平方メートルとなります。
32ページをご覧ください。
今回の利用権設定は件数が11件、面積63,231平方メートルで、筆数は51筆、地目はいずれも田です。
それでは28ページの所有権移転について説明いたします。
整理番号84番から91番は、いずれも譲受人の経営拡大による売買です。
なお、整理番号89番は36ページ整理番号45番と、整理番号90番は34ページ整理番号39番と関連する案件です。
次に30ページの利用権設定について説明いたします。
整理番号51番は、期間満了に伴う再設定による利用権設定です。
整理番号52番から61番は、農地中間管理事業による利用権設定です。
今回、申請のあった案件については「農業経営基盤強化促進法第18条第3項」の各要件をすべて満たしております。
以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

農用地利用調整会議に出席されました、12番大川委員、13番山口委員、補足説明がありましたらお願いします。

12番大川委員

私の方から所有権移転の売買価格をお知らせします。

整理番号 84 番	総額	1,800,000 円	10 アール当たり	423,132 円
整理番号 85 番	総額	970,000 円	10 アール当たり	299,661 円
整理番号 86 番	総額	600,000 円	10 アール当たり	343,643 円
整理番号 87 番	総額	100,000 円	10 アール当たり	245,701 円
整理番号 88 番	総額	1,000,000 円	10 アール当たり	176,274 円
整理番号 89 番	総額	1,640,000 円	10 アール当たり	348,418 円
整理番号 90 番	総額	800,000 円	10 アール当たり	268,187 円
整理番号 91 番	総額	458,400 円	10 アール当たり	200,000 円

となっております。

以上です。

議長

補足説明が終わりました。

それでは、利用権設定の整理番号 51 番を除き、議案第 59 号について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

利用権設定の整理番号 51 番を除き、議案第 59 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議ないものと認め、利用権設定の整理番号 51 番を除き、議案第 59 号を原案のとおり決定いたします。

次に、利用権設定の整理番号 51 番につきましては、14 番白戸委員に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第 31 条「議事参与の制限」の規定に準じ、退席を求めます。

(14 番白戸委員 退席)

議長

利用権設定の整理番号 51 番について、質疑、ご意見を求めます。

(「なし」の声あり)

議長

利用権設定の整理番号 51 番について、原案のとおり決定することに

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

利用権設定の整理番号 51 番を、原案のとおり決定いたします。
14 番白戸委員の入室を許可します。

(14 番白戸委員 入室、着席)

議長

次に、報告 3 件を一括して、事務局から説明願います。

齋藤主査

(報告第 37 号表題部読上げ後)

36 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 10 件、面積 42,536 平方メートル、田 26 筆面積 32,012 平方メートル、畑 8 筆面積 10,524 平方メートルとなっております。

整理番号 38 番は、他者へ売買予定のための解約です。

整理番号 39 番は、他者へ売買のための解約で、29 ページ整理番号 90 番と関連する案件です。

整理番号 40 番、41 番は、借受人の都合による解約で、いずれもあっせんの申し出がありました。

整理番号 42 番、43 番は、借受人の都合による解約で、いずれも田の部分は他者へ貸付予定で、整理番号 42 番は 13 ページ整理番号 142 番と、整理番号 43 番は 13 ページ整理番号 143 番と関連する案件です。

また畑の部分については、あっせんの申し出がありました。

整理番号 44 番は、他者へ貸付のための解約で、12 ページ整理番号 140 番と関連する案件です。

整理番号 45 番は、他者へ売買のための解約で、29 ページ整理番号 89 番と関連する案件です。

整理番号 46 番は、貸付人が自作するための解約です。

整理番号 47 番は、他者へ貸付予定のための解約で、来月以降申請予定となっております。

以上です。

(報告第 38 号表題部読上げ後)

38 ページをご覧ください。

今回の届出件数は 4 件、面積 25,275 平方メートル、田 11 筆面積 24,497 平方メートル、畑 1 筆面積 778 平方メートルとなっております。

整理番号 28 番は、他者へ売買のための解約で、8 ページ整理番号 74

番と関連する案件です。

整理番号 29 番から 31 番は、他者へ貸付のための解約で、整理番号 29 番は、10 ページ整理番号 128 番と整理番号 30 番は、13 ページ整理番号 141 番と整理番号 31 番は、14 ページ整理番号 144 番と関連する案件です。

以上です。

(報告第 39 号表題部読上げ後)

40 ページをご覧ください。今回の届出件数は 1 件で、田 2 筆、面積 4,264 平方メートルです。

整理番号 17 番は、41 ページが位置図、42 ページが案内図、43 ページが土地利用計画図となります。

届出地は、バイオマス関連施設から農道を挟んだ場所に位置する農地で、盛土後に温室ハウスを設置し、高糖度トマトを作付するそうです。

以上です。

議長

報告事項ではございますが、何か聞きたいことがありましたらお願いいたします。

15 番葛西委員

報告第 37 号の整理番号 46 番の申請地は、解約後貸付人が自作するとの事ですが、どのような畑なのでしょう。

佐藤事務局長

尾上-1 番、小野推進委員が詳しいかと思しますので、お願いします。

尾-1 小野推進委員

整理番号 36 番の申請地は、わい化りんごが作付けされているのですが、借受人が耕作困難となったために今回の解約に至ったとの事です。

議長

返還された貸付人も耕作が困難なのではないでしょうか。

尾-1 小野推進委員

近隣にわい化りんごの栽培が得意な方がいるため、そちらの方に教わりながら耕作していくことができますので、問題ないと思います。

15 番葛西委員

わかりました。

次に、報告第 39 号について、申請者である法人はどのような法人なのでしょう。

佐藤事務局長

昨年の 4 月に農地を購入し農地所有適格法人となった法人で、木質バイオマス発電の排熱を利用した温室施設を用いて営農に取り組んで

います。

今申請の高糖度トマトの作付については昨年 10 月から計画しており、準備ができたため今回基礎工事を開始するとの事です。

15 番 葛西委員

わかりました。

(「なし」の声あり)

議長

これをもちまして、本日の議事を終了いたします。
ご協力ありがとうございました。

[閉会 15 時 13 分]